

政令第三百六十九号

行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、行政書士法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第一条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号中「第一条の二第一項又は第一条の三」を「第一条の三第一項又は第一条の四第一項」に改める。

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第二条 中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「第一条の二第一項及び第一条の三第一項」を「第一条の三第一項及び第一条の四第一項」に改める。

(有限責任事業組合契約に関する法律施行令の一部改正)

第三条 有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第一条の二に規定する」を「第十九条第一項本文の規定により行政書士又は行政書士法人でない者が行うことができない」に改める。

附 則

この政令は、令和八年一月一日から施行する。

理 由

行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整理を行う必要があるからである。